

# 国際教養大学学生生活委員会規程

平成16年6月1日  
理事長決定  
規程第66号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学学則第21条に基づき、本学の学生等（学生、研究生、科目等履修生（特別科目等履修生、短期外国人留学生を含む。）、聴講生及び特別聴講学生）（以下、「学生等」という。）の円滑で有意義な学生生活を確保するため、学内に国際教養大学学生生活委員会（以下、「委員会」という。）を置き、当該委員会に関し必要な事項を定めるものである。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生生活支援の基本方針に関すること
- (2) 学生生活支援事業の具体化に関すること
- (3) 寮生活、クラブ活動等学生の課外活動に関する規則の遵守・支援に関すること
- (4) 大学と学生との連絡調整に関すること
- (5) その他、学生生活に関すること

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 教員のうち、学長が指名する2名以上の者
- (3) 学生会長
- (4) 学生のうち、学生会長が指名する3名以下の者
- (5) 寮生活委員会委員長
- (6) 事務局長
- (7) 学生課長

## (正副委員長)

第4条 委員会に正副委員長を置く。

- 2 委員長には学生部長を充て、副委員長は事務局長とする。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集及び議長)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(定足数)

第6条 議事は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことはできない。

(議決)

第7条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は大学事務局学生支援チームに置く。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会の円滑な運営に資するため、学生生活に関して協議を行うワーキンググループ(以下、「グループ」という。)を置くことができる。

(関係者の意見聴取)

第10条 委員会及びグループは、必要に応じ、委員あるいはメンバー以外の者を出席させ、説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第11条 委員会及びグループの会議は公開しない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。